

国家戦略特区の4次指定について

平成 30 年 6 月 14 日
地方創生担当大臣
梶 山 弘 志

1. 指定の考え方①

昨年 10 月 24 日から 12 月 4 日の集中受付期間に応募してきた提案者について特区ワーキンググループにおいてヒアリングを行ってきたところ。

国家戦略特区の指定は、下記（1）の国家戦略特区の指定基準（国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定））により選定されるが、特に、エ）について、下記（2）の基本的考え方を適用することとし、必要に応じて特区ワーキンググループで再度ヒアリングを行い、早急に結論を得ることとする。

（1）国家戦略特区の指定基準

- ア) 区域内における経済的社会的効果
- イ) 国家戦略特区を超えた波及効果
- ウ) プロジェクトの先進性・革新性等
- エ) 地方公共団体の意欲・実行力**
- オ) プロジェクトの実現可能性
- カ) インフラや環境の整備状況

（2）国家戦略特区の4次指定に当たっての基本的考え方

- ① 既に施行されている規制改革事項のうち、現在の特区でも困難なものを確実に活用
- ② 今後も検討していく、いわゆる「岩盤規制改革事項」等を積極的に活用

2. 指定の考え方②（「地方創生型バーチャル特区」型指定）

地理的には離れている地域同士が、連携して、特定の規制改革事項を活用した実証事業を効率的・効果的に行う「地方創生型バーチャル特区」型指定を行うこととする。

対象となる規制改革事項は、下記の考え方による。

- 全国展開に向け、より多くの地域で実証を行う必要があること。
- 地域間連携を通じた効果的・効率的な実証が可能となるよう、集中受付期間を通じた募集等の結果、高いニーズが示されていること。

その上で、対象となる地域については、集中受付期間に応募した地域を除き、規制改革事項ごとに、改めて、申出を受け付けた上で、必要に応じてヒアリングを行い、早急に結論を得ることとする。